

平成24年10月15日

被保険者証の性別表記について

標記のことについて、平成24年9月21日付で、厚生労働省から次のとおり連絡がありましたので、お知らせします。

- 1 島根県松江市長から照会のあった、性同一性障害者に起因する国民健康保険被保険者証の性別表記の取扱いについて、平成24年9月21日付で「保険者の判断によって、被保険者証における性別の表記方法を工夫しても差し支えありません。例えば、被保険者証の表面の性別欄は「裏面参照」と記載し、裏面の備考欄に「戸籍上の性別は男(又は女)」と記載すること等が考えられます。」と回答した。
- 2 国民健康保険、後期高齢者医療制度、健康保険及び船員保険の各保険者においても、前記1の取扱いができることとする。

健康保険において、被保険者証は、事業主を経由して交付されますので、事務処理の混乱を避けるため、性別表記の変更の申出は、被保険者証の交付後に行う取扱いとします。

手続き等については、当健康保険組合にお問い合わせ願います。

お問い合わせ先

兵庫県建築健康保険組合

電 話 078-997-2311

ファックス 078-997-2328